

# 会 議 録

会議の名称	平成26年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	平成26年10月23日（木） 午後6時00分～午後7時10分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成26年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について 7 社会保障・税番号制度について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

## 平成26年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成26年10月23日(木) 午後6時00分～午後7時10分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成26年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①アスベスト飛散防止業務 ②児童発達支援センター業務 ③学童保育所  
運営業務 ④学童保育所運営業務等変更届

(3) 諮問事項

諮問第17号 アスベスト飛散防止条例届出台帳システムについて

諮問第18号 小金井市立学童保育所運営業務委託について

(4) その他

ア 次回の日程について

イ 社会保障・税番号制度について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫	植 草 康 仁	仮 野 忠 男
亀 山 久美子	篠 崎 潔	嶋 田 一 男
白 石 孝	多 田 岳 人	土 屋 義 弘
望 月 皓	渡 瀬 浩 一	

#### 【市側】

稲葉市長

<環境政策課>

荻原環境係副主査

<自立生活支援課>

堀池自立生活支援課長

染谷障害福祉係長

岡本障害福祉係副主査

<健康課>

高橋健康課長

<児童青少年課>

高橋児童青少年課長

越学童保育係長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

伏見総務課長

白鳥情報公開係長

郷古情報公開係主任

**【傍聴者】**

0名

**【会 長】**

ただいまから平成26年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席の御連絡をいたします。本日、西口委員は都合によりまして御欠席との御連絡を受けております。よろしくお願いいたします。

それでは、職員の人事異動がございましたので御紹介申し上げます。

総務課長、よろしくお願いいたします。

**【総務課長】**

8月1日付けで情報公開係に職員の人事異動がございまして、前任の石川から後任、郷古と代わりましたので、紹介させていただきます。

**【情報公開係主任】**

郷古です。よろしくお願いいたします。

**【会 長】**

それでは、まず「平成26年度第2回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等はございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【市 長】**

情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項でございます。初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回、報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが6件、届出変更に関するものが15件となります。

次に諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「アスベスト飛散防止条例届出台帳システムについて」、個人情報保護条例第27条に基づく「小金井市立学童保育所運営業務委託について」の合計2件となっております。

細部につきましては事務局をして説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

【会 長】

承りました。

【総務課長】

申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】

それでは、ただいまから審議に入りますが、審議に入る前に事務局から説明を受けたいと存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受けることで進めたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は開始6件、変更15件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページはその内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては諮問事項と関連するものですので、その説明の際に合わせて報告させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。届出番号28-221「関係機関との連携に係わる帳票類一式」でございます。自立生活支援課の案件でございます。

16ページの資料を御覧ください。児童発達支援センターに係る業務については、平成25年5月の本審議会に諮問し、その際資料としてさくらシートをおつけしていましたが、業務開始から1年が経過したことから一定整理し、市として関係機関との連携に係る書式及びさくらシートについて保有したいことから届出るものでございます。

個人情報の内容につきましては、13ページから15ページを御覧ください。また、様式類集の12ページから37ページに書式を載せてございますので御参照いただきたいと思います。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【仮野委員】

関係機関と情報交換について一定の整理を行った旨の説明がありましたが、わ

かりやすく言うとどのように整理して変えるのですか。

**【障害福祉係副主査】**

今までの1年間の中で、関係機関というのは幼稚園、保育園、小学校、中学校、その他にも相談機関として教育相談所や保健センター、子ども家庭支援センターなどでございます。さらに療育施設としておもちゃライブラリーなど私的な施設もいろいろございまして、まず公共施設との連携のあり方について整理をさせていただきます。

福祉保健部内、健康課の保健センターにおいて、1歳6か月児健診、3歳児健診に関して児童発達支援センターを照会されるケースが多々あり、その際、保護者の方の同意を得た上で、健診の記録をいただくこととさせていただきます。そのフォーマットが一定の整理ができましたことから、今回保有届を提出させていただきます。

**【仮野委員】**

わかりました。

**【植草委員】**

関係機関について、今御説明をいただきましたが、13ページの別紙、関係機関との連携に係わる情報において、それぞれどのような書類が対象になるのか、また保有事項等が明記されていて、非常にわかりやすいのですが、この番号の横にそれぞれの関係機関が何故記載されていないのかと思ったのですが、そのような見方ではないのですか。

**【障害福祉係副主査】**

関係機関をここに明記していない理由としましては、実は1歳6か月健診の結果は、小学校でも中学校においても必要となります。また、生涯にわたって必要となる記録となりますので、全ての関係機関が保有する可能性があります。理由としましては、1歳6か月健診を受けていない保護者も実際にいますが、健診時に言語や理解の指摘を受けたことがその後の成長過程でどのように影響してきたのかを確認する必要があります。そのため、大人になってからでも実際には1歳6か月健診の記録、又は出生時の情報についても必要となることから、全てを確認させていただきます。

**【植草委員】**

わかりました。

**【会 長】**

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書を御覧ください。

1 ページ、諮問第 1 7 号「アスベスト飛散防止条例届出台帳システムについて」です。環境政策課の案件です。3 ページから資料を御覧ください。

平成 2 5 年 3 月にアスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト飛散防止業務の申請等に関わる書類の内容について、一部を電算システム化し管理したいことから、条例第 1 4 条の規定により諮問するものでございます。個人情報内容につきましては 2 ページの別紙になります。恐れ入ります、保有届にお戻りいただきまして、保有届の 4 ページ、届出番号 3 9 - 9 3 「アスベスト飛散防止条例届出様式」になります。個人情報内容につきましては 1 1 ページの別紙のとおりです。同じく保有届 4 ページ、届出番号 3 9 - 9 4 「アスベスト飛散防止条例届出台帳システム」です。個人情報内容につきましては 1 2 ページの別紙のとおりで、諮問と同様の内容です。なお、様式類集につきましては 1 ページから 1 1 ページに様式を載せておりますので、御参照ください。

**【会 長】**

御意見、御質問ございますか。

**【亀山委員】**

これはアスベストを飛散させてはいけないので、そのような工事をする時は届出をしてくださいということ、届出をした場合、その方たちは守りますよということ、届出をせずに工事をした場合には、市としてはそこに立ち入ってきちんとやりなさいということ、工事している間も監視をするといったことでしょうか。台帳を作成するにしても、届出をしなかった場合は台帳に載りませんし、どのような仕組みになっているのですか。

**【環境係副主査】**

アスベストを含む解体等工事をする際に届出いただくのですが、届出をしていただかないと台帳等には載りません。確かにそのようなことはありますが、大気汚染防止法や東京都の環境確保条例において、届出の義務がございますので、アスベストを含む解体等工事の際に届出をしない業者や届出の忘れがないように、

こちらとしても監視・指導していくというものです。中にはそのような業者さんがいるのかもしれませんが、そのような工事を見つけた際や、市民からの通報があった場合は、我々職員が現場に立ち入りして、きちんと行っているのか、届出をしてあるのかを確認し、届出がない場合には当然、厳しく指導して提出するようにしていくものでございます。

**【亀山委員】**

要するに、わからなければわからないままで済むけれど、そのような工事をする時は自発的に届出をしてくださいということですか。

**【環境係副主査】**

解体等工事を行う際には、市にアスベストの解体に関する届出をするだけでなく、建築リサイクル法の関係や労働基準監督所にも届出をしなければいけません。また、廃棄物の関係でアスベストを含むものがあれば東京都にも届出しなければいけませんし、労働基準監督署においても一定のチェックが入りますので、漏れがないように、関係機関との連携をとっております。

**【亀山委員】**

わかりました。それと公開についてですが、工事をしています、アスベストが出ていますよということについては、周知できるのですか。

**【環境係副主査】**

今年度、大気汚染防止法が一部改正されまして、アスベストを含んでいるのか事前調査をしなければならないこと、調査の結果を公表しなければならないこととなっております。また、アスベストを含んでいる場合は、現場に工事の看板を設置しなければならないなど、法律改正により義務付けられています。さらに、近隣の住民の方には住民説明会を開かなければいけませんし、住民説明会を行った報告を市に提出しなければいけないと定められておりますので、漏れののないように行えると思っております。

**【土屋委員】**

今の質問に関連しますが、アスベスト飛散防止条例に関することは、個人情報保護というよりは、むしろ情報を保護するのではなく、このようにアスベストを含む建物の工事を扱っていますよということを公にするべきものであって、保護するものではないような気がするのですが。

**【環境係副主査】**

このアスベストの工事に関しまして、責任者を明確にさせることから、今回の



条例制定になったわけですので、確かに工事に関する責任者や所有者がはっきりされるといえるものではございますが、届出していただいた届出者の住所や電話番号は工事現場に張り出されるものではございますが、一定程度、個人情報に当たるものということです。

**【仮野委員】**

関連で質問です。ここで関わる個人情報は、建物等の所有者、それから解体工事などの施工者等とありますが、この2つの他にどのようなものがありますか。

**【環境係副主査】**

届出者には所有者、それから施工者の他に、これは所有者になるかもしれませんが、自主施工者という、他の人に請負を行わず、自ら行うという場合も想定しておりますので、所有者、施工者、それから自主施工者などを想定しています。

**【仮野委員】**

それらの3種類の個人情報は、当然、所有者及び施工者などについては解体工事に当たり公表されるのだが、その人たちに関わる、いわゆるプライベートな部分については個人情報として守りますと、そのような意味ですか。

**【環境係副主査】**

はい。

**【土屋委員】**

わかるのですが、この別紙で書いてある個人情報の項目を見るとこれらの項目は、工事を行うのであれば大体、看板か何かで公開している情報が多いような気がして、個人情報ではないのではないかという思いもありますが、やはり個人情報でしょうか。看板に掲げているような項目ばかりだと思えますが。

**【環境係副主査】**

確かに、公にされているところではありますが、事業者や企業だけではなく、個人として届出をされる場合もありますので、確かにそのような部分もありますが、公表されているから個人情報ではないということではなく、個人の住所、電話番号については個人情報に該当するのではないかということです。

**【会 長】**

今回のアスベスト飛散防止条例とそれに伴う施行規則が配付資料にございまして、従来の施行規則にあまり登場してこなかったものですが、アスベストという危険性を持つ建材の解体工事等について、住民説明会の開催というものを明記しているところは、大変現代風の進歩した施行規則になっていると思います。あら

はじめこれを法的な手続として明文化した上で、そのような意味での情報開示を積極的に公共団体も責任を持って行うところに、大変慎重かつ積極的な民主主義にかかわる手続を踏んでいるのだとこれを読んだ次第ですが、その点、担当課におかれましてもしっかり手続を順守していただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

**【白石委員】**

長く委員を務めているもので、審議会の審議のあり方について一言意見を申し上げたいと思います。個人情報というのは、要するに個人を特定できるものが個人情報で、その取扱いのルールを審議するというのが審議会の一つのあり方かなと思っています。それで、何を守るべき個人情報とするかどうかということが、法令で定められている場合、あるいは審議会にて審議する場合などいろいろあるわけですが、どちらにしても今回の場合は、明らかに条例・規則等で公表というのが規定されておりますので、そのような意味では、あえて審議をする必要はないかもわかりませんが、ただ、やはり個人情報を取扱う一つのルールを審議するという意味において、このような報告・諮問をしていただくべき事項なのかと思います。

**【会 長】**

御意見として伺っておきたいと思いますがよろしいですか。

**【嶋田委員】**

多少角度が違うのですが、例えば1軒、家の解体があった場合、匿名であったり、きちんと名前を言ったりして、ここにアスベストが有るのか無いのかを調べて欲しいという問い合わせをしたいときは、それは市のほうへ言えば調査をしていただいて、誰が調査の依頼をしたのかについてなどの情報は、どのようにお考えになっているのですか。

**【環境係副主査】**

調査等につきましては、今のところ、市のほうで成分分析等を行うことは考えておりません。民間の方、市民の方に、調査会社をとおして調査していただくしかなのですが、どこで調べたらいいかわからないなどの御相談には、このような調査会社がありますので御利用してくださいというような御案内は行うようにしていきたいと思っております。また、建物を建てた年数、年代によって、この当時の建物はアスベストを含んでいるおそれがあること、平成18年の9月以降の建物については、アスベストは使われていないなどについては、ある程度わか

りますので、怪しい場合には調べてくださいということ、市からも積極的に勧めていくところがございます。

**【嶋田委員】**

ということは、そのような投書等があれば、市のほうでは一応受け付けてくれるということですか。今、やっていただけないような話と、やっていただけるような話と2つに感じたのですが、どちらになるのですか。

**【環境係副主査】**

市でサンプルを採り、アスベストが含まれているかどうかについての調査等は行いませんが、この建物はアスベストが含んでいる危険があるので調査したほうがいいですよ、調査する場合は、このようなところを御利用されたいかがですかということをお紹介できるようにしていきたいということです。

**【嶋田委員】**

ということは、自分で調査しなければいけないということになってくるわけですね。自分の家が年代からアスベストを使っている可能性がある建物で問い合わせた場合、調査については自分で行うということですか。

**【環境係副主査】**

そうです。それは所有者、占有者の責任において調べなければならないと大気汚染防止法において定められましたし、事前に調査をしなければならないことも法律で定められていますので、市民の方にお願ひするところです。

**【嶋田委員】**

最初の質問で何のために行っているのですかと質問したら、市民の安全のために、市はこのように行っているとのことであったが、だんだん核心に入っていくと、市民が心配だと思っているものについては自分たちで調査しなさいということになっている。多少、個人情報の取扱いの話とはずれますが、質問に対する説明において市の立場がよくわからないのですが。

**【会 長】**

いわゆる民法で言う相隣問題とも関連するわけですが、民と民の契約行為に対して何らかの紛争が生じたようなときに、地方公共団体という公が関与し得るのかどうかということが、この問題に限らず土地の境界問題や相隣問題と称するものの中にはあり得ると考えられるわけです。

嶋田委員の御質問の中にもアスベストの解体工事を含む個人情報保護と開示の交錯する領域にそのような契約行為の関係等の問題というのはあり得るのではな

いかと会長は、今のやりとりを聞いて思ったのですが、嶋田委員は、そのようなことを含めて今の追加の質問は出てきたのですか。それとはまた別とお考えなのでしょうか。

**【嶋田委員】**

私は、市民の立場に立った法律で条例制定、改正等をしていったのですから、もう少し市民が困らないような手だてをつくったほうがいいのではないかと思います。そうでなければ、せっかく心配だと市に情報提供した人が、余計なことを言わないで提供しないほうが良かったのではないかと、自分の仕事が、隣との紛争等、その人とのやりとりで増えてしまい、困ったことになるのではないかと思います。是非、このような場合、市でもっと積極的な解決策を提示してもらいようにやっていただくほうが、情報を提供するほうとしていいのではないかと感じたのです。意見としてですが。

**【環境係副主査】**

新しい条例なので、今後、いろいろなケースが出てくるかと思しますので、その都度、最善の方法を模索し、市民が困らないようにしっかりと対応していきたいと思えます。

**【多田委員】**

届出番号の39-93と39-94ですが、様式と台帳システムという2系統を届出していますが、文書様式と電子的な台帳システムを併存させることはどのような理由からですか。

**【環境係副主査】**

様式として届出していただき紙媒体として保存しますが、何月何日に届出者、どのような件があったかということについて、問い合わせ対応やデータ検索をするうえで、紙媒体よりも電算による台帳システムの方が、すぐに調べることが可能になるためです。電算による台帳システムには、様式の情報をも全部保有するのではなく、誰が届出をした、どのような工事かということについて、簡単に電算システム化したものです。

**【会 長】**

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

## 【総務課長】

諮問書 13 ページ、諮問第 18 号「小金井市立学童保育所運營業務委託について」です。児童青少年課の案件でございます。15 ページから資料をおつけしておりますので御覧いただきたいと思っております。

市では学童保育所の運營業務について、平成 27 年度から業務委託したいことから、条例第 27 条の規定により諮問するものです。

なお、本委託の内容は同一ですが、あかね学童保育所及びみどり学童保育所とさわらび学童保育所とまえはら学童保育所の 3 つの委託契約になります。各委託の仕様書には、46 ページの個人情報取扱特記事項が共通項目としてつきます。

個人情報の内容につきましては、14 ページの記録項目になります。

恐れ入りますが、保有届にお戻りいただきまして、保有届の 5 ページ、届出番号 16-54 「学童保育所延長保育利用申請書／学童保育所延長保育利用（承認・不承認）通知書兼延長育成料決定通知書」から、届出番号 16-56 「子育てひろば受付簿」まで保有届になります。

個人情報の内容につきましては、各届出書の下から 4 段目、個人情報の内容を御覧いただきたいと思っております。様式につきましては、様式類集 38 ページから 41 ページに書式を載せてございます。

同じく届出書の 6 ページを御覧いただきたいと思っておりますが、届出番号 16-27 「入所申請受付簿」から、10 ページ、届出番号 16-53 「小金井市学童保育所における食物アレルギー調査表」まで、変更届 15 件になります。

8 ページの届出番号 16-37 「育成料及び延長育成料（減額・免除）申請書／育成料及び延長育成料（減額・免除）（決定・却下）通知書」を除き、全て委託無から有への変更になります。

ただいま申し上げました 16-37 につきましては、名称変更、個人情報の内容変更及び追加、委託無から有への変更になります。

個人情報の内容につきましては、各届出書の下から 4 段目、変更・廃止の内容の欄を御覧いただきたいと思っております。また、変更後の様式につきましては、様式類集の 42、43 ページに書式を載せてございます。

## 【会長】

ただいま、事務局から諮問第 18 号の案件につきまして説明がございました。関連する資料が随所にありましたが、御意見、御質問ございますか。

**【篠崎委員】**

その件で、直接関係なくて申し訳ないのですが、今説明を聞いていても、申し訳ないですが、どこがどのようにになっているのか全然わかりません。これは私だけが勉強不足なののでしょうか。こことここがこのようなことだよというような、何か問題点のようなところを説明していただくとかできないのでしょうか。市は、専門家ですからそのようなことはわかると思いますが、私達は正直言って素人ですから、説明をされても理解しないまま終わってしまいます。

**【会 長】**

それでは、総務課長から弁明をお願いいたします。

**【総務課長】**

弁明するといいますか、次回、説明の仕方について、検討させていただきます。

**【土屋委員】**

少しいいですか。案件を認めるかどうかということと言われても、我々は、特に市民は、はいそうですねと言うしかない。そうではなくて、このようなところが問題になりそうなので、特に御議論いただきたい等のポイントを説明していただければ、いろいろ意見も出しやすいのではないかと思います。

**【亀山委員】**

委託に至る経緯を教えてください。今までは延長保育がなかったために委託をしていくのか、何らかの業務が増えたために、現場の先生からこういった業務を省いて委託をしていくということなのですか。現在の業務はどなたがこのような業務のいろいろな作業をされているのか教えてください。

**【総務課長】**

今お伺いしました意見を参考にさせていただき、今回は各主管課長と相談しながら、説明の仕方について改めて考えていきたいと思いますので、前段の部分につきましてはそのような答弁でご勘弁いただいて、亀山委員の御質問につきましては担当課長のほうから説明させていただきます。

**【児童青少年課長】**

現在、小金井市学童保育所については市の直営業務として行っているわけがございます。平成27年度から業務委託をするということで、まずこの内容を諮問申し上げているところです。その委託に伴いまして、保育時間の延長を実施することと、新たに子育てひろば事業を行うということで、新規に個人情報の収集をするものがございますので、この開始届に関わるものになります。

**【亀山委員】**

新たに事業を開始するので、個人情報の収集が必要になったとのことですが、今までは個人情報の収集の必要はなかったのでしょうか。

**【児童青少年課長】**

届出の様式の中で、変更となっておりますものは従前も使っているものです。委託処理の区分についてが、今までは直営で行っていたものが委託で行うということで変更するというのが、本日の提出内容の変更15件になってございます。新規の3件については、新規の事業拡充に伴うものとなってございます。

**【亀山委員】**

ということは、全てを委託するということよろしいですか。

**【児童青少年課長】**

9つ、学童保育所がございまして、そのうちの4つについて運営を委託するというので、本日の諮問書の資料につけさせていただいているような内容で委託をいたします。

**【亀山委員】**

今度、委託されたときに、それらの資料をこの4つの学童保育所の受託事業者と受渡しされるわけですね。そのときのやりとりというのはどのような方法でされるのですか。

**【児童青少年課長】**

データ処理は行いませんので、紙媒体での受渡しです。利用される保護者の方からお出しいただく各種の書類について事業者に渡すという形でございます。

**【亀山委員】**

事業者がまとめておくだけですか。

**【児童青少年課長】**

事業者が別途処理はせずに持っているというものになります。個別に保護者の方と連絡をとったりすることもございますし、その児童の状況などについて、御提出いただくものもございますので、現場のほうに保管しておくものでございます。

**【亀山委員】**

受託事業者が資料を保管して、学童保育所にはそのまとまったものが保管されるのですか。

**【児童青少年課長】**

受託事業者が学童保育所で業務を行います。

**【亀山委員】**

学童保育所の中に受託事業者が入る。

**【児童青少年課長】**

そういうことです。

**【亀山委員】**

そのようなことなのですか。わかりました。受託事業者が学童保育所と離れて業務をするのかと思っていました。

**【土屋委員】**

委託業務の中で、個人情報の記録項目を見ると、非常に多岐多彩な個人情報の項目がありますよね。これだけないと放課後の保育を受けることができないということでしょうか。勤務証明書一つ見ても、勤務先から始まり、勤務状況、職務内容、ありとあらゆるものがありますよね。保育に必要な項目もとにかく挙げておいてというよりは、個人情報の保護は、保有する個人情報の項目をできるだけ少なくし、必要最小限の項目をきちんと保管するべきではないかと思いますが、これだけのありとあらゆる個人情報が必要なのでしょうか。必要ですというお答えになるとは思いますが。

**【会 長】**

ただいまの御発言は、小金井市の個人情報保護条例に業務に必要な情報は必要最小限度においてアクセスが可能となるような合理的な運営をなさйтеということが精神に盛られているのを私も記憶しております。ただいまの土屋委員の御意見もそれにかかわっているかと会長も思っておりますので、この点につきまして、全部要るのか、あるいは一部でいいのかということについて説明を求めます。

**【児童青少年課長】**

必要ということで、既に届出であるものを委託に伴って変更するものです。補足して申し上げますと、全ての保護者がここに掲載しております全ての書類を提出するというわけではございません。入所に当たりましては、この入所申請書は、全ての保護者に出していただくわけですが、休所届や異動届などは、その事由が発生したときに初めてお出しいただくというものになります。勤務証明等につきましては、学童保育所は保護者が就労等で保育に欠ける児童が対象になりますので、どちらに勤務をされており、そこでの勤務日数や勤務時間等は必要



な情報となってございます。

**【土屋委員】**

このようにして今後も業務を行っていくと、おそらく、保有する個人情報が増えていく一方ですので、運営される中で不必要だと思うような項目があれば削除していき、シンプルにするような方向で行っていただきたいと思います。これは意見ですけど、普通、保有する個人情報は増える一方ですから、どこかで見直しをして、このような個人情報の項目は使っていないよね、このような項目は削除できるよね、と対応した方がいいという意見です。

**【会 長】**

繰り返しますが、本市の条例における基本的精神に通じる御発言だと考えられますので、事務方におかれましても、担当課におかれましても、今後とも常に業務を執行するに当たりまして、外部委託をするわけでございますので、特に留意して無駄な情報は基本的に出さないという精神で運用していただきたいと会長も思います。

**【亀山委員】**

市ではロッカーを施錠して情報管理を万全にされているということですが、受託事業者が学童保育所で作成された書類の保管する場所等の管理やチェック体制はどのようにされているのですか。

**【児童青少年課長】**

現在、業務を行っている学童保育所の運営を民間事業者に委託をすることになります。今現在も委員がおっしゃっていただきましたように、個人情報に関する書類というのは施錠できるロッカーに閉まってございますので、その備品をそのまま使うということになります。

**【亀山委員】**

それを今度は、管理されている市の職員が施錠されたらチェックをされるのか、受託事業者が施錠しましたとなさるのかどちらですか。

**【児童青少年課長】**

そこで勤務する事業者の職員が施錠して帰るということになります。

**【亀山委員】**

スマートフォン等の写真機能を使用し、個人情報を撮影したら個人情報が流出しますよね。その辺はどうですか。

**【児童青少年課長】**

それは、事業者が個人情報を撮影して持ち帰るという意味ですか。

**【亀山委員】**

そういう意味です。

**【児童青少年課長】**

個人情報取扱特記事項にそのようなことを行わないと定めていると認識してございます。

**【仮野委員】**

個人情報取扱特記事項の項目に細かく記載がある。

**【亀山委員】**

記載はあるのですが、多くの情報量が詰め込まれているので、しっかりとそのようにしていただきたいと思います。

**【植草委員】**

今の質問にも多少関連するかもしれませんが、届出、諮問等に係る事業概要集に今回の委託は学童保育所の運営業務を一部委託するとなっています。先ほど、御説明の中にも、学童保育所の中に受託事業者が入るといようなお話だったのですが、イメージが湧かないのですが、そこには市の職員もいて、そこに受託事業者が入られるというイメージなのか、それとも、学童保育所の一部の業務を委託するとは言っているけれど、実際に学童保育所にいるのは全て受託事業者だけなのか教えてください。

**【児童青少年課長】**

今回委託をする4つの学童保育所のうちの1つ、みどり学童保育所というのは、みどり児童館と併設の施設になってございまして、児童館は直営の施設として27年度以降も行いますので、市の職員もいるという形になります。残りの3つにつきましては、そこで勤務する職員は全て事業者の職員になります。市の職員ということではございません。

**【植草委員】**

そうすると、一部業務を委託するというより、ほとんど全面的に運営業務を委託するというようなイメージということですね。

**【児童青少年課長】**

一部というのは、9つのうちの4つという意味の一部と御理解いただければと思います。

### 【植草委員】

わかりました。亀山委員の御質問にも多少関連しますし、先ほどの土屋委員の御意見にも関連しますが、たくさん情報を扱うわけですね。仕様書を3つ示されていますが、最初の仕様書が全てで、他の仕様書は最初と同一の内容という理解をしたときに、縛りとしては法令等の遵守ということで、4番目ですか、そのうちの1つに、「⑫小金井市個人情報保護条例」がありまして、これはしっかり守って下さいよということになりますし、他にもいろいろと守らなくてはいけないことがあります。いただいている情報が非常に多く、細かいところであるし、大切な情報であって、そのように考えると、ここにさらっとこの小金井市個人情報保護条例をきちんと守って下さいよということだけでいいものなのかと心配を持ちますが、その辺はどうなのかということと、もう1点は、同じ仕様書の11番、ページでいうと21ページ、(1)で学校との連携があります。児童の育成についてで、最後のところに「なお、学校との情報交換に当たっては、職務上知り得た個人情報の取扱いについて十分に留意すること」となっていますが、学校ともやりとりをするようなことが載っていますが、どのような内容までのやりとりがされてしまうのか、学校とやりとりしたときには、学校の誰と何についてどのような情報のやりとりをしたのか等の記録に残るような約束事になっているのかどうか。私は多少不安に思ったのですがいかがでしょうか。

### 【児童青少年課長】

学校との連携は、学校が終わってから児童が学童保育所に参りますので、その子の様子などについて、学校との情報の交換というのは、必要な場合にはさせていただくことが生じる可能性があるわけです。日常的に学校と児童のことについてやりとりをするというような想定ではありません。

全体的な部分については、個人情報の取扱いについて十分留意をするのを前提に委託をしますので、この仕様に基づいて業務を行うことで適切に対応いただけると認識しているところでございます。

### 【植草委員】

状況はわかりました。

### 【会 長】

いろいろな情報の関係者間でのやりとりは、電話モード等ですとほぼ一時記憶はどこかにあるでしょうが、それを追跡して誰が誰にいついくか、どのような内容で行ったかというようなことは、一時的な記憶としては残り得ると思うのです

が、これを厳密に文書ベースというようになるようだと、最低限はインターネットのメールであれば、メールはある程度の規則性を持って記録が保持されますよね。だから、何か係争関係が発生しても、インターネットでやりとりしてあるものは証拠として残るわけです。どのレベルで、全部証拠を残すように文書をもって行うということになったら、それは厳密かもしれませんが著しく現場の緊急性を要するものとか、非常に細かい複雑性を持つ内容をやりとりすることで記録を残すことはとても難しいので、やはり現代の情報通信のICTの環境下でどのように行うかということは、本来ならば常に意思決定の双方の主体者が頭に入れておくべきことだと思うのです。何も紛争が起こらなければ、日常的なやりとりであれば、一時記憶には残るけれども、やがて長期的には保存しない形でいいわけですが、非常に重要な紛争案件になりますと、ある程度の記録性がある相互間のアクセスということが民法上でも問題になり得ると思います。この点、現代の関係者は、とても神経を使って大変なところだと思いますので、うまく考慮していただいて、バランスよく、法の精神、条例の精神は遵守していただきたい。効率もある程度順当に確保しながら業務運営を行うことは、大変神経質に考えると、とても細かくて大変なことだと思うのですが、法律の厳密ということだけを日常的の何でもない行為の中で行っていくというのは経費もかかるし人件費もかかりますし、機器も要るでしょうし大変なので、それは相互の信頼というのが行為者間にあって初めて成り立つわけでございますので、異質な立場の人が相互に信頼して行為に参加するというのが公正な立場ではないかと思っておりますので、そこを行政事務方におかれましては常々配慮して、業務運営にまい進していただきたいと願う次第でございますが、植草委員、そのようなことでよろしいですか。

**【植草委員】**

私もそのように思いますので、よろしく願いいたします。

**【多田委員】**

さわらび学童保育所とまえはら学童保育所は独立しているのですが、あかね学童保育所とみどり学童保育所が一緒になっているのはどのような理由ですか。

**【児童青少年課長】**

このたび、民間委託を実施することにあたりまして、新規に子育てひろば事業を行うこととしてございます。先ほど、みどり学童保育所の設置状況について触れましたが、児童館と併設の施設でございまして、ここでは児童館において毎日

子育てひろば事業を行ってございますので、みどり学童保育所では子育てひろば事業というのは行う予定はございません。そういった関係と、みどり学童保育所とあかね学童保育所というのは第三小学校と緑小学校にそれぞれ隣接もしくは近接の学童保育所となりますので、一括した事業者に委託をするということによってこういった仕様になってございます。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

なお、これは承認ですが、くれぐれも、審議中でありましたように、関係部局におかれましては常に慎重に、かつ緊張を持って業務にまい進していただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして全ての報告、諮問事項につきましての審議は、これを終了いたします。

それでは、本日の日程のその他の事項に移ります。

事務局からその他の報告等の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

2点ございます。まず1点目が次回の日程でございます。次回の日程は新年明けまして2月5日、木曜日、午後6時から801会議室をご用意しておりますので、御都合はいかがでございましょうか。

**【会 長】**

次回の日程について、会議室の関係で年をまたぎまして2月5日、木曜日、午後6時からと提案がございましたがよろしいでしょうか。何とぞよろしく願いいたします。

事務連絡について、総務課長から引き続き説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

もう1点ですが、番号法の関係がございまして。まだ具体的にどのような案件というのは決まっておりませんが、今後、番号法関係の案件が出てくるということで、情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の所掌事務として、当審議会において番号法関係を御議論いただきたいということをお願いしたいと思っております。

**【会 長】**

マスコミ等の報道で皆様、御関心があって、御記憶にあると思っておりますが、番号法、マイナンバー制度の法制化が進展し、施行段階に入ってきております。当市におきましても公正に実施していく立場にございます。そのような審議を次回以

降予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【総務課長】

すみません。資料の情報公開・個人情報保護審議会条例についてですが、条例第2条の第1項（1）のところに、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項、こちらを拡大解釈と言ったら変ですが解釈させていただいて、番号法との関係を議論していただければということでお配りさせていただきました。よろしくお願いいたします。

【仮野委員】

どこをどのように解釈しているのですか。

【総務課長】

第2条の所掌事務の（1）です。情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項、こちらのほうで解釈させていただいております。

【仮野委員】

今まではどのようになっていたのですか。どのように改正したのですか。

【総務課長】

これは現行の条例です。

【情報公開係長】

条例について改正はありません。番号法との関係が今後出てきますので、所掌事務の中で、番号法について審議会にて議論させていただきたいということで、この資料をつけさせていただいております。ですから、特に今のところ改正はありませんが、番号法についても特定個人情報という形での個人情報としてかかわってまいりますので、審議会のほうで議論していただくように行いたいという次第です。

【仮野委員】

わかりました。改正という言葉が出てくるから、条例改正をしたのかと思いました。

【情報公開係長】

これは平成14年に改正したということでございます。参考までにおつけさせていただいたところでは。

【仮野委員】

わかりました。しかし、個人情報制度にマイナンバー問題は含まれるのですか。

【会 長】

当然かかわると思います。

【仮野委員】

かかわるとは思うのだけれど。大丈夫なのですか。

【総務課長】

その方向で考えております。

【仮野委員】

了解しました。

【会 長】

それでは、本日の全ての審議はこれもちまして終了とさせていただきます。

どうも、御多用中御出席を賜りましたことをあつく御礼申し上げます。ありがとうございました。

— 了 —